

# 広原行政区 規約

## 第一章 総則

### 1. 名称及び事務所

本会は広原行政区と称し、暫定事務所は区長宅におく。

### 2. 構成

本会は原則として、富士見高原地区に定住する会員によって構成する。

### 3. 目的

- ① 富士見高原地区の共通の課題に関して、生活環境の維持と改善に努める。
- ② 役所や管理会社などの関係先及び町住民との良好な関係を築き、住民としての立場を築いていく。
- ③ 高齢による、及び身体的支障を感じる会員を支援する環境を整備していく。
- ④ 会員は、親睦交流や情報交換の場を企画し参加を求めることができる。

## 第二章 会員

### 1. 条件

- ① 富士見高原地区に入居当日から会員になることができる。
- ② 会員は本会目的に賛同する世帯で構成する。
- ③ 退会を表明した日から1ヶ月後、または富士見高原地区から転出した日から会員資格を喪失する。
- ④ 会の名誉と活動を著しく損なった会員は、役員会または総会議決により会員資格を喪失する。

### 2. 権利

- ① 本会の活動への自由な参加、本会が取得した権利の平等な享受ができる。
- ② 本会役員への被選出権と選出権、本会目的に則した会議での意見表明権と採決権が与えられる。
- ③ 会計簿や証書類を閲覧し、あらゆる会議に参加することができる。

### 3. 義務

- ① 会費の納入が必要とされる。

## 第三章 役員

### 1. 役職

- ① 区長1名、副区長1名、総務1名、書記1名、会計1名、会計監査1名の役員によって構成する。
- ② 区長は本会を代表し、副区長が補佐する。日常活動は区長、副区長、総務、書記、会計が分担して実行する。金銭出納は会計が担当し、これを会計監査がチェックする。
- ③ 町から選出を要請された各種委員と各地区の連絡員を、役員とは別に置くことができる。

### 2. 選出

- ① 役員は、総会出席者の中から互選により選出する。
- ② 役員は総会において、過半数の賛成を得て承認を得ることとする。

### 3. 任期

- ① 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げないものとする。
- ② 任期満了後も次期役員が決まるまでは、引き続き任務を遂行する。
- ③ 会員の3分の2の署名があればリコールが成立し、任期は終了する。
- ④ 役員の辞任、解任は、全役員(当人を除く)の総意、または総会過半数の議決によって認められる。
- ⑤ 補充者の任期は、前任者の任期の残り期間とする。

### 4. 補充

- ① 区長の欠員は副区長が代行し、副区長の欠員は区長がカバーする。
- ② 総務、書記、会計、会計監査の欠員は、区長の判断によって指名補充する。

## 第四章 機関

### 1. 会議

- ① 本会は、総会及び役員会によって運営する。
- ② 総会は会計年度終了後に開催される定期総会と、会長が招集する臨時総会の2つがある。
- ③ 役員会は役員によって構成される。
- ④ 総会及び役員会は、構成員及び委任状提出者によって3分の2が確保されたことによって成立する。決定は過半数以上とする。ただし、役員会の決定は総会の決定によって効力を失う。

- ⑤ 臨時総会は、会員の2分の1の要求があれば、区長の招集がなくても開催することができる。その場合は、要求代表者が総会を招集する。
- ⑥ 役員会は、月1回の定例会を原則とし、会議の内容を次の役員会までの間に会報を通じて会員に報ずる。

## 2. 執行

- ① 本会役員は、総会及び役員会での決定事項をすみやかに執行する。

## 第五章 会計

### 1. 年度

- ① 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。
- ② 会計監査は、会計年度の収支を定期総会にはかり、過半数の承認を受けなければならない。

### 2. 会費

- ① 当会の会費は年額3千円とし、1月中に会計役員が一括徴収する。
- ② 途中入会者は、入会時に会計へ2千円を納入する。

## 第六章 雑則

- 1. 本会規則は、2008年1月1日より発効する。
- 2. 本会退会者に、会費の払い戻しはしない。
- 3. 会則の変更は、総会の議決によって行なわれる。

規約改定 2008年1月13日 第二章 1. 条件に④項を追加。  
2010年12月5日 会の名称を富士見高原自治会から広原行政区とする。  
2010年12月5日 第三章 1. 役職に③項を追加。